

第三者評価結果報告書

①民間あっせん機関名

医療法人青葉会 神野レディスクリニック

②第三者評価実施機関名

一般社団法人ぱ・まる

③第三者評価の受審状況

評価実施期間 契約日(開始日)	令和3年9月15日
評価実施期間 評価結果報告日	令和3年12月30日

④総評

<p><特に評価が高い点></p> <p>【生みの親への支援】</p> <p>産婦人科のバックボーンを活かし、助産師や看護師が寄り添い、必要な情報提供や生活指導等、出産への不安を払拭できるよう努め、また、安全安心に出産をむかえることが出来るように保護入院等も活用しながら、向き合い、母胎と子どもの命を大切に、支援の提供が行われています。</p> <p>【養親希望者への支援】</p> <p>養親希望のご夫婦には申し込まれた時から、特別養子縁組では赤ちゃんの幸せが第一であることを十分理解できるよう時間をかけて個別に説明するほか、医療機関の特性を生かし、赤ちゃんがご夫婦のもとに来てくれても不安なく養育開始できるよう、赤ちゃんの養育に関する「教育入院」を行う等、研修や養育スキル習得に繋がる取組が行われています。</p> <p><改善が求められる点></p> <p>苦情・意見・相談に対する対応は適切に行われていますが、支援のさらなる質の向上のためにも、これらを積極的に収集し、総合的に対応できる仕組みの拡充、また、それらがわかりやすく伝わる工夫の拡充が望まれます</p> <p><その他></p> <p>民間養子縁組あっせん機関第三者評価は、民間養子縁組あっせん機関を相互に比較した相対評価ではありません。 厚生労働省により示される評価項目と評価の方法に従い、かつ、各あっせん機関が置かれた地域の地域事情や経年的な実践状況を踏まえ、許可権者である都道府県(指定都市を含む)へ許可申請時に提出され認められた業務方法書を含む申請内容を尊重した上で、実施判定しています。</p>
--

	評価ランク	評価の理由 ※評価の理由を記入してください。 (記入例) a: 評価項目の事項が適切になされていることが記録等により確認できた b: 取組みが十分とは言えないが、一定できていることが記録等により確認できた c: 実施されていない/取組みはしているが、記録等に	特に評価が高い点 ※良い取組み事例等がある場合には、具体的に記入してください。	改善が求められる点 ※改善が必要だと思う事項及びその改善方法に関する提案等を具体的に記入してください。 ※「b」「c」の場合には、必ず記入してください。
<p>No.1 I-1-(1)-① 基本方針が明文化され、周知が図られている。</p> <p><input type="checkbox"/> 基本方針が、文書や広報媒体(パンフレット、ホームページ等)に記載されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 基本方針は、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっており、職員への周知が図られている。</p> <p><input type="checkbox"/> 基本方針は、職員への周知はもとより、児童、生みの親、養親希望者及び業務上連携する関係者・機関に周知され、十分な理解を得るよう努めている。</p>	a	<p>ホームページやパンフレット、生みの親・養親希望者への配付資料等に明記されており、説明や共有が図られ周知されています。職員間や、関連機関との話し合いでも意識された支援に努められています。</p>	<p>「基本方針における重要な視点」「あんさん協が大切にしているところ」を別資料とし、基本方針への理解促進を図る説明に繋がられています。重要事項説明書にも、基本方針の視点や想いが明記されています。</p>	
<p>No.2 I-2-(1)-① 事業の安定性や継続性を担保する事業計画が適切に策定されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 基本方針の実現に向けた目標が明確にされている。</p> <p><input type="checkbox"/> 経営状況や支援内容、人材育成等の現状分析を行い、課題や問題点が明らかにされている。</p> <p><input type="checkbox"/> 単年度の事業計画が策定されている。また、必要に応じて中長期計画が策定されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 事業計画には、収支計画に関する事項が含まれている。</p>	b	<p>医療法人の事業の一部として、計画が策定されています。</p> <p>人材育成、収支計画は、法人全体として取り組んでいます。</p>		<p>あっせん事業独自の計画策定拡充が望まれます。</p>
<p>No.3 I-2-(1)-② 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われている。</p> <p><input type="checkbox"/> 事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 実施状況の把握や評価結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。</p>	b	<p>医療法人の事業の一部として、計画が策定されています。</p> <p>実施状況は、あっせん部門で共有検討されています。</p>		<p>あっせん事業独自の計画に沿った、事業計画の実施状況把握、評価見直しの拡充が望まれます。</p>
<p>No.4 I-2-(1)-③ 事業計画は、職員や生みの親及び養親希望者等に周知され、理解を促している。</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組のあっせんに係る事項について、職員に対し、周知を図り、理解を促す取組が行われている。</p> <p><input type="checkbox"/> 事業計画の養子縁組のあっせんに係る内容は、生みの親及び養親希望者等に周知(配布、説明等)されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 事業計画の養子縁組のあっせんに係る内容を、分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、生みの親及び養親希望者等がより理解しやすい工夫を行っている。</p>	a	<p>あっせんに係る内容については、職員、生みの親・養親希望者共にわかりやすい資料、説明を心がけられており、理解の促進に努められています。</p>		
<p>No.5 I-3-(1)-① 養子縁組あっせん・相談支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。</p> <p><input type="checkbox"/> 質の向上に向け、PDCAサイクルを意識し、組織として実施している。</p> <p><input type="checkbox"/> 自己評価や生みの親や養親へのアンケートの実施、第三者評価の受審等を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 評価結果や苦情相談の受付・対応状況等について、分析・検討し、質の向上につなげるための仕組みがある。</p>	b	<p>生みの親・養親希望者との話し合いの中で、意見や意向の聴取、話しやすい環境作りに努められています。養親の会の集いなどで、積極的な意見交換が行えるよう配慮されています。</p>		<p>必用に応じた検討や質の向上への取り組みは行われていますので、定期的な仕組みとしての拡充が望まれます。</p>

	評価ランク	評価の理由	特に評価が高い点	改善が求められる点
<p>No.6 I-3-(1)-② 自己評価等の評価結果に基づき、取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。</p> <p><input type="checkbox"/> 自己評価、第三者評価等の結果を踏まえ、改善の課題を明確にしている。</p> <p><input type="checkbox"/> 職員間で課題の共有化が図られている。</p> <p><input type="checkbox"/> 評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。</p> <p><input type="checkbox"/> 評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。</p>	b	課題の認識については、職員間で共有されており、必要な改善への取組がなされています。		仕組みとしての、定期的な取組拡充が望まれます。
<p>No.7 II-1-(1)-① 養子縁組あっせん責任者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組あっせん責任者は、基本方針等を踏まえた取組を具体化し、明確にしている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組あっせん責任者が、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、職員に周知が図られている。</p>	a	基本方針に沿った事業運営に重きを置き、積極的な情報収集と、職員間での情報共有促進に努められています。		
<p>No.8 II-1-(1)-② 養子縁組あっせん責任者は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組あっせん責任者が、遵守すべき法令等を正しく理解している。</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組あっせん責任者が、養子縁組あっせん責任者に係る研修に参加している。※法定事項</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組あっせん機関職員に係る研修に、職員を参加させるなど、組織全体で法令遵守するための具体的な取組を養子縁組あっせん責任者が行っている。</p>	b	法定研修を中心に責任者と実務担当者が参加し、研修の内容については職員間での共有を図られています。		職員に向けた定期的なコンプライアンス促進のための取組拡充が望まれます。
<p>No.9 II-1-(2)-① 養子縁組あっせん責任者は、養子縁組あっせん・相談支援の質の向上に意欲を持ち、その取組に指導力を発揮している。</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組あっせん責任者が、養子縁組のあっせん・相談支援の質の向上に意欲を持っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組あっせん責任者が、養子縁組のあっせん・相談支援の質の現状について、定期的・継続的に評価分析を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組あっせん責任者は、職員の意見を取り入れて質の向上に関する具体的な体制を構築し、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組あっせん責任者が中心となって、関係機関との連携や調整を行っている。</p>	b	必用に応じた検討が行われ、質の向上に向けた取組に努められています。		質の向上に関して、定期的な仕組みとしての取組拡充が望まれます。
<p>No.10 II-2-(1)-① 必要な人材の確保・育成・定着等に関して、具体的な取組が実施されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 適切な養子縁組のあっせん・相談支援が提供できる体制を構築するため、必要な人材を確保し、十分に育成ができるよう、マネジメント体制を構築している。</p> <p><input type="checkbox"/> 職員一人ひとりの育成に向けたスーパーバイズが行えている。</p> <p><input type="checkbox"/> 職員一人ひとりの状況に応じ、資格取得や研修等への参加機会の提供などの取組を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 基本方針や事業計画の中に、職員に求める基本姿勢や意識を明示している。</p> <p><input type="checkbox"/> 基本方針や事業計画に基づき職員育成計画を策定し、計画に基づいた取組を行っている。(職員の援助技術の水準、知識の量と質、実務経験、専門資格を取得する必要性の有無、研修の計画的な受講等)</p>	b	事例毎の進行や振り返りの中で、業務の質の向上と、職員の質の向上に努められています。		あっせん事業の計画拡充と共にそれに沿った職員育成計画の拡充が望まれます。

	評価ランク	評価の理由	特に評価が高い点	改善が求められる点
<p>No.11 II-2-(2)-① 職員が意見を表明しやすく、相談しやすい職場づくりに取り組んでいる。</p> <p><input type="checkbox"/> 職員が自由に意見を表明して組織の運営及び決定に関与できる環境が整っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 職員がひとりで問題を抱え込むことなく、養子縁組あっせん責任者や他の職員にいつでも相談できる環境が整っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 職員からの相談、意見や悩み等を踏まえ、必要な助言・改善等に取り組んでいる。</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組あっせん責任者が、困難な事案や複数の事案を抱える職員等に対して、事案の進捗状況や、悩み事や問題が生じていないか逐次確認するとともに、必要に応じて積極的に助言を行っている。</p>	a	<p>業務の進行や扱いについては、常に責任者等が関わる事が意識され、必用に応じた助言や改善が図られています。事例振り返りや事案検討の中で、積極的な意見交換が行われ、相談の場、意見交換の場として機能しています。</p>		
<p>No.12 II-3-(1)-① 経営・運営の非営利性が確保されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 金額の根拠や使途が不明な費用を実費として徴収していない。※法定事項</p> <p><input type="checkbox"/> 事業運営に要する費用の抑制に努め、人件費や事務費等は、真に必要なものに限定されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 寄付金、会費の取扱いについて、指針が遵守されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 自らが行う事業の非営利性が疑われるような運営を行っていない。(人身売買または営利を目的とした養子縁組のあっせん、それらを示唆するような宣伝広告や事業説明等)</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組のあっせんのために、養親希望者に対して不当な条件を課していない。(広報活動への参加、養育施設での労務提供等)</p> <p><input type="checkbox"/> 事業所毎の事業報告書を、毎事業年度終了後2か月以内に都道府県知事等に提出している。※法定事項</p>	a	<p>法人全体の責務と考えによって運営されており、運営母体の医療法人が主体となって営利関係なく、あっせん事業の展開が図られています。実費等についても、必要最小限に抑えられており、生みの親・養親希望者・子どもの利益を最優先に考えられて取り組まれています。</p>		
<p>No.13 II-3-(1)-② 経営・運営の非営利性について説明責任を果たしている。</p> <p><input type="checkbox"/> 手数料を徴収するにあたっては、事前に金額の根拠や使途を明らかにしている。※法定事項</p> <p><input type="checkbox"/> 手数料の金額の根拠や使途は、養親希望者や生みの親が容易に理解できるように、その内訳について一覧可能な書類の提示や、必要に応じて領収証等の根拠資料を併せて示している。</p> <p><input type="checkbox"/> 手数料を受領した場合は、領収証を発行している。</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組のあっせんに係る書類等を、個別の事例ごとに、養子縁組のあっせん後、5年以上保管している。(契約書、手数料の請求書や明細書、手数料の算定根拠となる領収証等)</p>	a	<p>手数料、実費については、個別事例毎に詳細な明細書を発行しており、不明瞭な請求や営利性のある請求は行われていません。</p>		
<p>No.14 II-4-(1)-① 経営・運営の透明性を確保するための情報公開等が行われている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組のあっせんに係る業務に関する事項(定款、手数料の算定基準等)を、ホームページへの掲載等の適切な方法により公表している。※法定事項</p> <p><input type="checkbox"/> あっせんを希望する養親希望者および生みの親に対して、養子縁組のあっせんに関する手数料の額、実施方法、あっせんを中止した場合の費用負担の取扱い等を、電子メールの送信や書面の交付等により事前に情報提供している。</p> <p><input type="checkbox"/> 業務の質について自ら評価を行うとともに、第三者評価を受け、それらの結果について公表している。※法定事項</p>	a	<p>あっせん業務に係る事項は、個別説明時に明記された資料を配付し、理解同意頂いた上で、進行されています。必要な事項は全て書面及び電子メール等にて提供されています。</p>		

	評価ランク	評価の理由	特に評価が高い点	改善が求められる点
<p>No.15 II-5-(1)-① 民間あっせん機関が業務を行ううえで必要となる社会資源が明確になっており、活用する仕組みがある。</p>	b	<p>必要な関連する社会資源の把握がなされており、養親個別に必要な情報提供が行われています。</p>		<p>生みの親・養親希望者に対する情報提供の様式拡充が望まれます。</p>
<p><input type="checkbox"/> 自らの役割及び自らの機能を達成するために必要となる関係機関を含む社会資源を認識し、関係する情報を収集している。</p> <p><input type="checkbox"/> 収集した情報について、業務に携わる職員が常に活用できるよう、業務方法書等により共有している。</p> <p><input type="checkbox"/> 児童、生みの親、養親希望者ならびに養子縁組成立後の養親及び養子となった児童に対して、関係機関による支援が利用可能であることを適切に情報提供している。※法定事項</p>				
<p>No.16 II-5-(1)-② 関係機関との連携・協働による支援が適切に行われている。</p>	a	<p>関係機関とは密に連携されており、連携・協働による支援が行われています。</p>		
<p><input type="checkbox"/> 関係機関と連携・協働して支援できる体制を構築するよう努めている。</p> <p><input type="checkbox"/> 関係機関との連携に際し、必要に応じて児童、生みの親、養親希望者ならびに養子縁組成立後の養親及び養子となった児童に関する情報提供、情報授受がある旨を説明し、同意を得よう努めている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組あっせん事業の業務の一部を委託する場合には、当該機関が法第6条第1項の許可を得ていること、関連法令等を遵守していることを確認している。</p>				
<p>No.17 III-1-(1)-① 生みの親による養育可能性の模索が適切に行われている。</p>	a	<p>出産後でも養育判断が出来る機会の確保が行われており、生みの親が熟考できるよう配慮されています。親族を含めた話し合いや提案の場も設定され、生みの親の親族による育成模索も適切に取り組まれています。</p>		
<p><input type="checkbox"/> 具体的に養子縁組の検討を進める段階において、生みの親との面接をして事情を聴取している。※法定事項</p> <p><input type="checkbox"/> 生みの親の家族や親族との面接の必要性を適切に判断し、必要な場合には面接を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 生みの親や家族、親族との面接を通じて、生みの親の養育力やその環境等についてアセスメントを行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 生みの親の置かれた状況を把握したうえで、その経済的な問題や子育ての問題を解決するための選択肢を検討することについて、十分な理解を得られるよう、丁寧に説明している。</p>				
<p>No.18 III-1-(1)-② 児童や生みの親、養親候補者に対して養子縁組のあっせん・相談支援に必要な情報を適切に提供している。</p>	a	<p>基本理念を明確にし、あっせん事業に係る方針や想いを説明されています。生みの親には、基本的に保護入院が行われ、生みの親個々の状況に応じた、社会資源や関係機関の情報提供が行われています。担当者を中心に出産後のフォローも行っており、生活の再建や進路相談等を含めた生みの親の支援に取り組まれています。</p>		
<p><input type="checkbox"/> 生みの親の状況に応じた情報提供を行っている。(経済的な支援に関する情報、就労支援等の幅広い社会資源に関する情報等)</p> <p><input type="checkbox"/> 生みの親の状況に応じて、相談窓口等の情報提供や関係機関への連絡等を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 必要に応じて、児童及び生みの親が関係機関につなぐための支援を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 生みの親が生活支援を必要とする場合には、できる限り公的支援につなぐなど、当該支援の提供が養子縁組の意思決定に不当に影響しないよう配慮している。</p> <p><input type="checkbox"/> 民間あっせん機関が直接生活支援を行う場合でも、公的支援での提供が可能な支援については、その趣旨を丁寧に説明したうえで、公的支援の利用を優先している。</p> <p><input type="checkbox"/> 養親候補者に対して必要以上の期待を抱かせることのないよう配慮している。</p>				

	評価ランク	評価の理由	特に評価が高い点	改善が求められる点
<p>No.19 III-1-(1)-③ 生みの親からの同意が適切な方法でとられている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組のあっせんに関する生みの親の同意は、制度や手続き、手数料等について、面会により、あらかじめ丁寧に説明し、十分な理解を得たうえで、書面により確認している。※法定事項</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組のあっせんを行う場合は、年齢と発達に応じて、丁寧な説明と十分な理解のもとで子どもの意向を確認し、自ら意思を表せない乳幼児等の場合には、権利擁護について配慮している。</p> <p><input type="checkbox"/> 生みの親が熟慮したうえで養子縁組に関する意思決定ができるよう、初回相談の場で決定を迫ることはしない等の配慮をしている。</p> <p><input type="checkbox"/> 同意の確認において、生みの親の熟慮や養子縁組の同意の撤回を妨げる行為を行っていない。</p> <p><input type="checkbox"/> 生みの親が妊娠中に養子縁組を希望している場合でも、養親候補者と児童が面会することについての同意及び養子縁組成立前養育を行うことの同意は、児童の出生後にあっせんの各段階で得ている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組成立前養育を行うことの同意を事前に得ている場合においても、その開始に先立ち、改めて同意を確認するよう努めている。</p>	a	<p>相談当初より、複数回の意向確認と同意確認が行われており、出産後にも養育の可能性を含めた話し合いを踏まえた上での、同意が得られています。</p>		
<p>No.20 III-1-(1)-④ 養子縁組のあっせん・相談支援の開始・過程において、児童や生みの親、養親希望者にわかりやすく説明している。</p> <p><input type="checkbox"/> 養親希望者に対しては、養子縁組に関する詳細な説明と合わせて、関連事項について十分な情報提供及び説明を行い、理解を得ている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養親希望者に対して情報提供及び説明を行った結果、理解が不十分な場合には養子縁組のあっせんは行っていない。</p>	a	<p>重要事項説明書、説明資料、研修、面接において、齟齬のないよう理解頂けるまで説明されており、理解が得られない養親希望者に対してのあっせんは行われていません。</p>		
<p>No.21 III-1-(2)-① 養親希望者やその家族、家庭状況等について丁寧に情報収集を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組のあっせんを行う前に、養親希望者及びその全ての同居家族と面会を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 少なくとも一度は養親希望者の家庭訪問を行い、養親希望者及びその全ての同居家族の意向、家庭状況等を把握し、養親として適切な養育ができるかを判断するための情報収集を丁寧にしている。</p>	a	<p>養親希望者に対し、基本方針や考えを含めた資料を配付し、納得頂いた養親希望者に一次面接を行い、一次面接で可と判断された場合には、複数職員による家庭訪問が実施されています。親族の支援や援助についても意向を踏まえた確認が行われており、総合的に養育可能性の判断がなされています。</p>		
<p>No.22 III-1-(2)-② アセスメントやマッチングについて、組織的な検討と決定を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組あっせん責任者を含めた複数の職員が、業務方法書に基づくアセスメントや組織的な検討を行うなどの適切な手続きによりマッチングをしている。</p> <p><input type="checkbox"/> アセスメント、マッチングにおいて、医療職、心理職等の助言を得られる体制が確保されており、必要な助言を得ている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養親候補者の選定は、専門的な知識及び技術に基づき、児童の最善の利益を最大限考慮しながら行っている。</p>	—	<p>マッチングについては、他の民間養子縁組あっせん機関に委託されています。</p>		
<p>No.23 III-1-(2)-③ 国内におけるあっせんが優先されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 国際的な養子縁組のあっせんは、国内における養子縁組の可能性を十分に模索したうえで実施している。※法定事項</p>	—			

	評価ランク	評価の理由	特に評価が高い点	改善が求められる点
<p>No.24 III-1-(2)-④ 国際養子縁組を行う場合、マッチングの手順が適切に実施され、養子縁組成立後の支援が担保されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 国際的な養子縁組を行う場合、適正な手続きによりマッチングが行われている。</p> <p><input type="checkbox"/> 国際的な養子縁組を行う場合、養子縁組成立後に至るまで、相手先国において支援が適切に提供されることを確認している。</p>	-			
<p>No.25 III-1-(3)-① あっせん前の児童の一時的な養育は、適切な環境で行われている。</p> <p><input type="checkbox"/> あっせん前の児童の一時的な養育が想定される場合には、あらかじめ養育施設の設置や人員の確保、乳児院等との協定の締結等を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> あっせん前の児童の一時的な養育の方法について、業務方法書に記載している。</p> <p><input type="checkbox"/> あっせん前の児童の一時的な養育は、子どもの状況に応じた適切な養育環境で行われている。</p> <p><input type="checkbox"/> 生命の維持や安全に配慮を要する児童の一時的な養育は、医療機関をはじめとする関係機関との連携のもと、その保護と適切な養育環境の確保を行っている。</p>	a	基本的に出生直後の乳児を対象にされており、法人が産科医療機関であることから、自院での適切な養育環境の確保と支援の提供が行われています。		
<p>No.26 III-1-(3)-② あっせん前の児童の一時的な養育及び養親候補者による児童の養育の開始に関する手続きが適切に行われている。</p> <p><input type="checkbox"/> 児童を3か月以上(乳児は1か月以上)同居させる場合には、同居児童の届出を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 児童の養育のために把握しておくべき必要な情報が明確になっている。</p> <p><input type="checkbox"/> 児童の養育に必要な情報について十分に把握し、養親候補者に対して、児童の養育を開始する前に提供している。</p> <p><input type="checkbox"/> 養親候補者による児童の養育の開始にあたっては、その時点での家庭状況を再度確認し、児童との交流や関係調整を十分に行っている。</p>	a	必用に手続について適切な時期に適切に実施されるよう、努められています。		
<p>No.27 III-1-(4)-① 養親候補者による児童の養育開始から、養子縁組成立までの支援が適切に行われている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養親候補者による養育開始後、安心して児童を養育することができるよう、きめ細やかな相談支援を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養親候補者と児童を定期的に訪問し、監護の状況を確認している。</p> <p><input type="checkbox"/> 必要に応じて、養親候補者の居住地を管轄する児童相談所などの関係機関との連携を図っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養親候補者による養育開始後1か月以内に法第32条第3項の届出を行うなど、必要な支援が遅滞なく提供されるよう連携体制を整えている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養親候補者が児童を3か月以上(乳児は1か月以上)同居させる場合、同居児童の届出が行われるよう、養親候補者に対して必要な説明を行うとともに、届出の有無を確認している。</p>	a	業務方法書に監護状況の確認等が定められており、手続の進捗管理等、適切な支援の提供に努められています。		
<p>No.28 III-1-(4)-② 養子縁組の申立手続き等に関する情報提供が適切に行われている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組成立前養育の監護状況から、法律上の親子関係を成立させることが望ましいと考えられる場合、速やかに家庭裁判所への申立等の手続きをとるよう、養親候補者に指導及び助言を行っている。</p>	a	途中の監護状況確認と共に、適切な手続の進捗に配慮されています。		

	評価ランク	評価の理由	特に評価が高い点	改善が求められる点
<p>No.29 III-1-(5)-① 養子縁組成立前養育が中止された場合、児童の保護が適切に行われている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組成立前養育が中止された場合の対応について、業務方法書等に定めている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組成立前養育が中止された場合には、児童の保護を適切に行い、必要に応じて関係機関に連絡するなどの適切な対応を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組成立前養育の中止を求めたときは、監護の権利を有する者への児童の引渡し、児童相談所に対する要保護児童通告など、適切な措置を講じている。<small>※法定事項</small></p>	b	児童相談所や遠方の場合は、最寄りの民間養子縁組あっせん機関と協働し対応する仕組みが構築されています。		中止発生時の対応に備え、具体的手順を明瞭化した業務方法書の整備拡充が望まれます。
<p>No.30 III-1-(5)-② 養子縁組成立前養育が中止された場合、児童と養親候補者への支援が適切に行われている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組成立前養育が中止された場合には、児童と養親候補者の双方に対して、丁寧なケアを行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組成立前養育が中止された養親候補者を次の養子縁組のあっせんで優先するなどは行っていない。</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組成立前養育が中止された理由や、中止後の児童の様子等について丁寧に確認を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 児童を次の養親希望者にあっせんするにあたっては、養親希望者の選定をより丁寧にを行うなど、養子縁組前養育の中止が繰り返されないよう配慮している。</p>	b	児童相談所や遠方の場合は、最寄りの民間養子縁組あっせん機関と協働し対応する仕組みが構築されています。		中止発生時の対応に備え、具体的手順を明瞭化した業務方法書の整備拡充が望まれます。
<p>No.31 III-1-(6)-① 養子縁組成立後の児童への支援が適切に行われている。</p> <p><input type="checkbox"/> 児童に対するアセスメントを行い、支援の必要性及び必要な支援について検討している。</p> <p><input type="checkbox"/> 児童に対し、継続的な心身の支援を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 児童に対し、関係機関による支援が提供されるよう、支援体制を構築している。</p> <p><input type="checkbox"/> 児童の養育・支援にあたり、養子縁組のあっせん・相談支援の各プロセスにおいて、必要に応じ、連携先の関係機関に所属する専門職の助言を得ている。</p>	a	養親との繋がりや、必要に応じた支援が提供出来るよう、配慮されています。		
<p>No.32 III-1-(6)-② 養子縁組成立後の養親家庭への支援が適切に行われている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養親が必要な時に相談できる支援体制を構築している。</p> <p><input type="checkbox"/> 養親や養子となった児童に対して自ら支援すると同時に、そのニーズを把握し、気持ちを丁寧に聞きながら、適切な支援機関との協働を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養親や養子となった児童への定期的・継続的な訪問などにより関係性の維持を図りつつ、子どもの発達段階に応じた悩みに対する助言などを行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 遠隔地の養親及び養子となった児童には、養子縁組成立前から、養親居住地を管轄する児童相談所等の関係機関と養親との関係づくりを行うなど、継続的な支援が行える体制を整えている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養子となった児童から自らの出自に関する情報を知りたいとの相談があった場合は、丁寧に相談に応じたうえで、当該児童の年齢等を踏まえ、適切な助言・対応を行っている。</p>	b	養親については、養育・監護に関する適切な情報提供、相談支援に努められています。遠隔地の養親及び児童については、所属する連絡協議会会員である許可あっせん機関相互の協力によるフォローにも取り組まれています。		遠隔地の養親児童に対する体制の明確化と拡充が望まれます。

	評価ランク	評価の理由	特に評価が高い点	改善が求められる点
<p>No.33 III-1-(6)-③ 養子縁組成立後の生みの親への支援が適切に行われている。</p> <p><input type="checkbox"/> 生みの親に対するアセスメントを行い、支援の必要性及び必要な支援について検討している。</p> <p><input type="checkbox"/> 生みの親に対し、自ら継続的な心身の支援を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 生みの親が生活を立て直すための支援等に関する情報提供や、関係機関へのつなぎを行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 生みの親に対し、関係機関による支援が提供されるよう、支援体制を構築している。</p> <p><input type="checkbox"/> 生みの親への支援にあたり、養子縁組のあっせん・相談支援の各プロセスにおいて、必要に応じ、連携先の関係機関に所属する専門職の助言を得ている。</p>	a	医療機関としての適切な対応を基本とし、出生前保護入院含め、生みの親の適切なアセスメントから必要な支援の提供に繋がるよう配慮され、関係機関や社会資源との連携に繋がられています。		
<p>No.34 III-2-(1)-① 養子縁組のあっせん・相談支援について標準的な実施方法が文書化され、それに則った養子縁組あっせん・相談支援が実施されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組のあっせん・相談支援の標準的な実施方法が、業務方法書として文書化されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 業務方法書には、養子縁組あっせん・相談支援の手順と方法がわかりやすく記載されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 職員や個別事例により支援の質が異ならないよう、特に重要な事項については、必要な様式を定めるなど、具体的な業務内容と留意事項が標準化されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。</p> <p><input type="checkbox"/> 業務方法書に則った養子縁組のあっせん・相談支援が実施されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 業務方法書における養子縁組あっせん・相談支援の手順と方法などの必要な事項について、生みの親や養親希望者に十分に説明されている。</p>	a	業務方法書は、体系立てて作成されており、各支援内容の具体的な手順や根拠等も明示されています。	それぞれの項目について、具体的な手順が示されており、また、その根拠についても明示されるなど、支援の標準化と質の底上げができる内容になっています。	
<p>No.35 III-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。</p> <p><input type="checkbox"/> 業務方法書の内容は、定期的に検証されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 業務方法書の内容に見直しが必要となった場合の方法が定められている。</p>	b	あっせん機関の更新時期に合わせ、見直しが行われています		事案を踏まえた、定期的な仕組みとしての拡充が望まれます。
<p>No.36 III-2-(2)-① 養親希望者の適性評価と選定が適切に行われている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養親希望者の適性について、児童を養育する上での強みや課題を総合的に勘案して、様々な観点から評価・判断されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組のあっせんを希望する理由や、養子縁組あっせんを申し込むに至った経緯については、特に丁寧な聴き取りを行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養親希望者の適性評価を行うために確認すべき内容及び適性評価を組織的に検討・決定する方法が具体的に定められている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養親希望者の適性評価が、定められた様式等に則り、適切な手順により実施されている。</p>	a	適正評価は、業務方法書内でも具体的に項目設定や手順が明示されており、様式に沿った内容を基に合議で評価が行われています。		

	評価ランク	評価の理由	特に評価が高い点	改善が求められる点
<p>No.37 III-2-(2)-② 養親希望者への情報提供、研修等が適切に行われている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養親希望者の受講する研修において、養親希望者に対し、児童の特性や発達に関する理解を深めさせている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養親希望者の受講する研修において、養親希望者に対し、真実告知の重要性について理解を促している。</p> <p><input type="checkbox"/> 養親希望者の受講する研修において、児童への関わり方を実践的に習得できるカリキュラムを作成している。</p> <p><input type="checkbox"/> 養親希望者の研修への取組状況や内容についての理解等を通じ、養親希望者の強み・課題を把握している。(委託先研修担当者からの報告等)</p>	a	<p>里親登録を前提としており、里親登録に至るまでの必要研修の他、あっせん機関内外での研修、養親希望者のグループワーク、子育てレクチャー等に取り組みられています。</p>	<p>養親希望者に引き渡す際には、教育入院期間が設けられており、院内で実際に育児を行うと共に、研修カリキュラムに沿った研修が実施されています。</p>	
<p>No.38 III-2-(3)-① 帳簿への記録が適切に行われ、記録された内容が職員間で共有化されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 規則第7条第1項に規定する記載事項を記載した帳簿を備えている。※法定事項</p> <p><input type="checkbox"/> 帳簿は養子縁組あっせんのケースごとにファイリングされている。</p> <p><input type="checkbox"/> 帳簿の記載内容や表現は適切である。</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組のあっせん・相談支援に必要な情報が、職員間で共有されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 児童、生みの親、養親希望者等に関する情報収集、保管、使用に関するルールを業務方法書に定めている。</p> <p><input type="checkbox"/> 児童が自らの出自を知ることができるよう、児童に関する情報、生みの親に関する情報及び養子縁組の経緯についての情報が帳簿に記録・保管されている。</p>	a	<p>ファイリング保管する内容、保管方法等は業務方法書に定められています。児童のカルテについても永年保管とし、出自に関する記録の一部として取り扱われています。</p>		
<p>No.39 III-2-(3)-② 帳簿の永続的な保管体制が確立されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 不慮の災害等による帳簿の滅失防止のために、十分な対策がとられている。</p> <p><input type="checkbox"/> 記録の保管及び事業許可取消し時又は事業廃止時の引継ぎの可能性について、養親希望者及び生みの親に対して事前に説明し、理解を求めている。</p>	a	<p>記録は紙面と電磁媒体との二重保管がなされています。帳簿の引継については、配布される資料に明記されています。</p>		
<p>No.40 III-2-(3)-③ 帳簿に記載された情報の取扱いが適切に行われている。</p> <p><input type="checkbox"/> 児童の求めに応じ、帳簿の一定の情報を民間あっせん機関等から児童に対して提供する可能性があることを、生みの親に対してあっせんの段階で説明し、その意向を十分確認するとともに、あらかじめ同意を得ている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組のあっせん・相談支援の記録について、プライバシー保護の観点から、関係者の情報管理を徹底している。</p> <p><input type="checkbox"/> 個人情報の取扱いについて定めた文書がある。</p> <p><input type="checkbox"/> 職員が個人情報保護規程等を理解し、遵守している。</p>	b	<p>取扱、保管方法等も業務方法書に定められており、適切な管理保管に努められています。</p>		<p>開示規定の拡充、令和2年個人情報保護法改正の施行を踏まえた、書式や規定の整備拡充が望まれます。</p>
<p>No.41 III-2-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知している。</p> <p><input type="checkbox"/> 苦情解決に関する体制及び流れについて定めた文書がある。</p> <p><input type="checkbox"/> 苦情解決体制について、文書や掲示により、その仕組みを分かりやすく周知している。</p>	b	<p>苦情解決は法人としての規定に準じています。</p>		<p>苦情解決体制や方法について、仕組みがわかりやすく伝わる周知の拡充、周知明示の拡充が望まれます。</p>

	評価ランク	評価の理由	特に評価が高い点	改善が求められる点
<p>No.42 III-2-(4)-② 児童や生みの親、養親希望者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、周知している。</p> <p><input type="checkbox"/> 児童、生みの親、養親及び養親希望者が意見を述べやすく、相談しやすい体制が確保されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 相談体制について、児童、生みの親、養親及び養親希望者に周知している。</p> <p><input type="checkbox"/> アンケートの実施やイベント開催による交流等、意見を積極的に把握する機会をつくっている。</p>	b	「縁組家族の会」の開催時に、事後アンケートが採られ、意見の収集を図られています。養親希望者にはこまめな連絡で、意見を述べやすい環境作りに努められています。		意見や相談を述べやすい事を主眼とした、体制の明瞭化拡充が望まれます。
<p>No.43 III-2-(4)-③ 児童や生みの親、養親及び養親希望者からの相談や意見、苦情等に対して、適切な対応をしている。</p> <p><input type="checkbox"/> 相談や意見、苦情等を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めた対応マニュアルを整備している。</p> <p><input type="checkbox"/> 相談や意見、苦情等について、組織的かつ迅速に対応している。</p> <p><input type="checkbox"/> 相談や意見、苦情等にもとづき、養子縁組のあっせん・相談支援の質の向上に関わる取組が行われている。</p> <p><input type="checkbox"/> 児童や生みの親、養親、養親希望者からの要望に応えられない場合には、その理由を丁寧に説明している。</p> <p><input type="checkbox"/> 養親希望者が意見や苦情を述べたことにより養子縁組のあっせんを行わないなど、養親希望者が意見等を述べにくくなるような言動を行っていない。</p>	b	意見相談等には、速やかに対応するよう努められています。		苦情・意見・相談を、総合的に受付処理し、それらを支援の内容に反映する仕組み、マニュアルやフローチャートの整備拡充が望まれます。
<p>No.44 III-2-(5)-① 安心・安全な養子縁組のあっせん・相談支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組のあっせん・相談支援の過程で起こり得る緊急事態を想定し、事故対応マニュアルを作成して職員に周知するなど、リスクマネジメント体制を構築し</p> <p><input type="checkbox"/> 緊急時における関係機関との連絡・協力体制をあらかじめ構築している。</p>	b	日常から関係機関との良好な関係性保持に努められており、連携が図れるように努められています。		リスクマネジメント全般についての、マニュアルやフローチャートの整備拡充が望まれます。